

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 24 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

水泳等の事故防止について（情報提供）

平素より、生活衛生対策の推進に御配慮・御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

遊泳用プールの衛生水準の確保については、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知）に基づき御指導いただいていたところ です。

今般、水泳等の事故防止について、令和 3 年 4 月 26 日付けで、スポーツ庁健康スポーツ課長より事務連絡(別紙)により情報提供がありました。

当該情報においては、今夏における水泳等の事故防止のため、プールの安全確保に係る考え方が示されておりますので、遊泳用プールの関係者に対して、御周知いただきますようお願いいたします。

(参考)

プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月 文部科学省・国土交通省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/_icsFiles/afieldfile/2011/05/26/1306538_01_1.pdf